

居宅介護支援重要事項説明書

< 2024年 10月 1日 現在 >

1. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

ご利用者が安心して在宅療養を続けられますよう、十分な情報を提供し、ご意見ご希望を聞かせていただきながら、公正中立によりよいサービス計画を作成してまいります。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅サービス計画の作成は、ご利用者、ご家族の心身の状況や置かれている環境等に応じて意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービス事業所、介護保険施設等への連携や調整、その他の便宜を図り適切にサービス提供ができるよう支援してまいります。

(3) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はご相談ください。
調査(課題把握)の方法	有	お宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します。
介護支援専門員への研修の実施	有	年数回、県・市町村の研修を受けます。
契約後、居宅サービス計画の作成 途中で利用者様のご都合により 解約した場合の解約料	無	利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

2. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0868-28-7230 (午後1時15分 ~ 午後5時まで。)

※営業時間以外の時間帯や、休業日にお問い合わせいただいた場合、翌営業日の対応になります。

担当 光 吉 勝 利

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

3. 当事業所の概要

名称・法人種別 津山医療生活協同組合

代表者役職・氏名 理事長 下野 眞

本部所在地・電話番号 津山市平福546番地1 0868-28-2057

定款の目的に定めた事業
1、生活に有用な協同施設を設置し利用の促進を図る事業
2、生活の改善および文化の向上を図る事業
3、事業に関する知識の向上を図る事業
4、老人保健福祉に関する事業

4. ケアプランセンター 平福（名称）の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター 平福
所在地	津山市平福546番地1
介護保険指定番号	居宅介護支援 3370300091
管理者	光吉 勝利
サービス提供地域	津山市・美咲町(旧中央町)・久米南町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者(兼任)	1名	名	居宅介護支援	1名
介護支援専門員	1名以上	名	居宅介護支援	1名以上

(3) 営業時間

平日	13:15 ~ 17:00
休業日	土・日・祝祭日および8月15日・12月29日～1月3日

5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

※付表1を参照ください。

6. 公正中立な支援について

ご利用者の意思に基づいたサービスを受けて頂くため、居宅サービス計画の作成にあたっては、介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求める事が出来ます。また、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を受ける事が出来ます。

7. 医療機関に入院する場合のお願い

ご利用者が病院又は診療所に入院する場合には、ご利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、退院されるときに、円滑な在宅生活への移行を支援することにも繋がるため、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようお願いいたします。

8. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、利用料を一旦当事業所へお支払い頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村役場の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

※付表2を参照

(2) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べご利用できます。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。担当者がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知等がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、要支援1・2及び非該当(自立)と認定された場合
- ・おおむね1年間サービスの利用がなかった場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合がございます。

※事業所は、正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。ただし、

以下の場合、居宅介護サービスを中止させて頂くとともに、ただちに行政にも状況報告を致します。

- ・介護給付費等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
- ・偽りその他の不正行為によって保険給付を受けた、または受けようとした場合
- ・ハラスメントに該当するとみなされる場合

※身体的暴力、精神的暴力及びセクシャルハラスメント等で契約者と事業所の信頼関係を

損壊する行為により、改善の見込みなく、この契約の目的を達することが不可能になった場合は、

10日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

10. 秘密保持

- (1) 事業所、介護支援専門員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業所は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業所は、ご利用者のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該ご家族の個人情報を用いません。

11. 介護サービス情報の公表

事業所の運営規程、重要事項、介護支援専門員の勤務体制等の概要を提供しご利用者又はその代理人が利用を選択するための資料として活用できるように情報を公表します。

12. 身体拘束の等の適正化の推進

利用者又は他者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいけなため、身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。
身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 虐待の防止

事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。 虐待防止に関する責任者 :管理者
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 感染症の予防及びまん延の防止

事業者は、感染症の予防及びまん延等の防止のため、法人内設置の感染対策委員会と連携し、定期的に委員会を開催します。感染対策マニュアル(指針)を整備し、従業員に周知徹底するとともに、研修及び訓練(シミュレーション)を定期的の実施します。

15. 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するため事業継続に向けた計画等の策定、定期的に必要な研修及び訓練を行い、有事に備えます。

16. 事故発生時の対応

- (1)事業所は、ご利用者に対して行った指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族・主治医等に連絡を行うと共に、主治医と連携を取り合って必要な措置を講じます。その後、市町村に報告させていただきます。
- (2)事業所は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、保存致します。
- (3)事業所は前項の事故が事業所の責任において発生した場合にはその損害を賠償致します。

17. サービス内容に関する苦情

① 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当

ケアプランセンター 平福
管理者

電話

0868-28-7230
光吉 勝利

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

津山市地域包括支援センター(0868)23-1004	月～金 8:30～17:15
津山市 (0868)32-2070 高齢介護課	月～金 8:30～17:15
美咲町 (0868)66-1115 長寿しあわせ課	
久米南町 (0867)28-4411 保健福祉課	
国保連合会 介護110番 (068)223-8811	月～金 8:30～17:00

17.当法人の概要

(1) 名称・法人種別

代表者役職・氏名

所在地

電話番号

運営する事業所

津山医療生活協同組合

理事長 下野 眞

岡山県津山市平福546番地の1

(代表)0868-28-2057

ヘルパーステーションまごころ

デイサービスセンターほのぼの

訪問看護ステーションひまわり

平福診療所